




公開質問状へのご回答記入シート

ご回答期限:5月10日(金)までに返送をお願いします お名前: 岡村幸四郎  
郵送先: 〒333-0821 川口市東内野56-33 村松幹雄

質問内容	ご回答
①情報公開制度	※ 別紙をご覧ください。 
②川口市の財政	 <p>〒332-0006 川口市末広1-16-44 岡村幸四郎事務所</p> 

村松注記: 上の頁の右は「送付されてきた封筒です」

## 川口市オンブズマンへの公開質問状回答

### ① 情報公開制度

#### ・情報公開手数料について

営利目的でない情報公開請求について情報公開手数料を撤廃すべきとの考えにつきましては、平成17年3月18日付川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の受益者負担が原則であり手数料については有料とすべきであるとの答申を尊重し、引き続き現行どおりの手数料として参りたいと考えております。

#### ・営利目的の大量請求について

営利目的を考慮した手数料の設定につきましては、営利目的での請求か否かの客観的な判断基準や、業務に支障をきたす量をどう定義するかなどの課題があり、これらの課題を整理し、慎重に対応する必要があることから、今後、研究して参りたいと考えております。

### ② 川口市の財政

#### ・自主財源比率の低下について

自主財源比率の低下につきましては、長引く不況の影響による市税収入の減少、生活保護費などの増加による国庫支出金の増加などが主な原因であるとと考えております。

今後も、少子・高齢化の進展、人口減少による担税世代の減少により深刻化が懸念されますが、財政運営の自主性、安定性を確保するため、市税の適正な課税と徴収、不必要な資産の売却を促進するなど、自主財源の確保に努めて参りたいと存じます。

#### ・悪化する経常収支比率について

平成23年度の経常収支比率が96.6%となっており、鳩ヶ谷市との合併に伴う埼玉県市町村総合事務組合からの脱退に係る清算金の支出などの特殊要因はあるものの、財政の硬直化が進んでいることは十分認識しておりますので、経費の削減に努めるなど、引き続き健全な行財政運営に努めて参りたいと存じます。

#### ・市債と将来負担の増加への懸念について

市債残高につきましては、抑制・減少を図っていくことが必要であると考えておりますが、新市庁舎建設などのプロジェクトも、市民の安全を図るうえで不可欠の事業と考えております。

市債には、財政負担を平準化し、世代間の負担を公平にする機能がありますので、将来世代に過度の負担を残すことがないように適正に管理し、その

活用を図って参りたいと考えております。

また、土地開発公社の健全化につきましては、平成10年度には借入金残高が1000億円を超えておりましたが、平成24年度末現在、446億円まで減少しており、引き続き早期健全化に努めて参りたいと考えております。

### ③ 名誉市民条例・公葬

名誉市民の称号は、本市の発展等に貢献し、功績が顕著な方を川口市名誉市民審議会の慎重な審議を経て、かつ、議会の同意のうえで付与されるものであり、功績を讃えるためにも、それらを規定している名誉市民条例は必要なものと考えております。

前回の公葬につきましては、その同意を議会において全員賛成により可決いただき、実施をいたしたところであり、それ自体は適切なものと考えております。しかしながら、公葬のあり方はそのときどきの社会情勢や財政事情などにより変化するものと考えておりますので、今後の弔意の表し方につきましては、慎重に検討して参りたいと存じます。

## ○川口市名誉市民条例

昭和53年3月30日  
条例第3号

## (目的)

第1条 この条例は、広く社会、政治、文化の興隆に功績のあった者に対し、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

## (名誉市民)

第2条 名誉市民の称号を贈ることのできる者は、本市に10年以上住所を有し、若しくは20年以上住所を有したことがある者又は本市に特に関係の深い者で、公共の福祉を増進し、本市の発展、市民生活の向上又は社会文化の進展に貢献し、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値いするものとする。

## (審議会)

第3条 名誉市民の資格に関し、必要な事項を審議するため、川口市名誉市民審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (組織等)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の公共的団体等を代表する者その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該事案に係る審議が終了するまでの期間とする。

4 審議会の庶務は、秘書課において処理する。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(昭和57条例1・平成10条例11・平成13条例1・一部改正)

## (選定)

第5条 名誉市民は、市長が審議会の意向を受け、議会の同意を得て選定する。

## (顕彰)

第6条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する証書及び名誉市民章を贈り、その事績を公表して顕彰する。

## (待遇)

第7条 名誉市民に対しては、規則で定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。

2 前項に規定するもののほか、名誉市民が死亡したときは、議会の同意を得て公葬を行うことができる。

## (称号の取消し)

第8条 名誉市民が著しく名誉を傷つけ、市民の尊敬を失ったと認められるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

## (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市名誉市民条例の廃止)

2 川口市名誉市民条例(昭和33年条例第9号)は、廃止する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

3 鳩ヶ谷市の編入の前日に、編入前の鳩ヶ谷市名誉市民条例(昭和35年鳩ヶ谷市告示第43号)の規定により名誉市民の称号を贈られた者は、この条例の規定により名誉市民の称号を贈られた者とみなす。

(平成23条例19・追加)

## 附 則(昭和57年3月27日条例第1号)抄

## (施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

## 附 則(平成10年3月24日条例第11号)抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則(平成13年3月26日条例第1号)抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則(平成23年9月26日条例第19号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

次に3点目でございますが、出演者等報奨金が100万円でございますが、現在考えておりますのは、芸術文化の推進発展に尽力されました故名誉市民のことをかんがみまして、東京交響楽団の弦楽合奏団をまず呼びまして、続いて、佐藤しのぶさんにも御出演いただくという予定になっておりますので、これらの出演者報奨金でございます。

以上でございます。

〔2番 木岡 崇議員登壇〕

○2番 木岡 崇議員 ただ今答弁をいただきました。

まず、3月2日ということですので、タイトな日程となる中で、大がかりな1,200万円を超える委託をしなければならないということで、事実上、入札は難しいという答弁でありました。そのため、入札が難しければ、やはり競争原理の働かない1社随契ということにならざるを得ないのが現実なのではないかというふうに聞きます。

市民が納める大切で貴重な税金を最大限、市民生活に有効に使うべきだとの基本的立場に立つ川口みらいとして重ねて強調いたしますが、故人となられた名誉市民に対して、川口市として弔意を表し、公葬を執り行うことは当然であります。2,000万円という税金は決して小さな額ではありません。本市行政の喫緊の課題は、教育、子育て支援、福祉、医療、介護などのさらなる充実、また首都直下型地震への備えの強化、生活基盤の整備なのではないでしょうか。市民のためにやらなければならない課題は山積であります。このことを指摘して、質問を終わります。

○篠田文男議長 ほかに発言通告を受けておりませんので、以上で質疑を打ち切ります。

◎委員会付託省略の決定

○篠田文男議長 この際、お諮りいたします。

ただ今上程中の両議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに確定議といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○篠田文男議長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

◎市長提出議案(議案第63号及び議案第64号)に対する討論、採決一可決

○篠田文男議長 これより上程議案に対する討論を行います。

発言通告を受けておりませんので、以上で討論を打ち切り、採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○篠田文男議長 御異議なしと認め、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第64号「川口市名誉市民の公葬の同意について」を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○篠田文男議長 起立者全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号「平成23年度川口市一般会計補正予算(第5号)」を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○篠田文男議長 起立者全員であります。